

感染防止対策チェックリスト

様式3

【令和4年8月3日版 埼玉県教育委員会】

学校名 埼玉県立杉戸高等学校

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、催物の情報をご記入ください。
-------------	-------------------------------------

開催日時	令和5年2月22日(水) 8時40分～15時30分 (学力検査) * 追検査 令和5年3月6日(月)
	複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧を添付してください。
行事名	令和5年度埼玉県公立高等学校入学者選抜
開催会場 (場所)	埼玉県立杉戸高等学校
会場所在地 (住所)	北葛飾郡杉戸町清地 1-1-36
参加対象	教職員、中学生(中学生の保護者含む)のみ
参加人数	345名 (内訳 教職員61名、中学生284名)
開催案内等 のURL (無ければ不要)	

責任者 (学校長)	蛭間 督
担当者 職名・氏名	教頭・寺嶋 毅
連絡先	(電話番号)
	0480-34-6074
その他の 特記事項	

※「大声なし」を原則としています。

※「大声の定義」は、「観客等が、通常よりも大きな音量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策を十分に施さないイベントは「大声あり」とします。

感染防止対策チェックリスト

【令和4年8月3日版 埼玉県教育委員会】

基本的な 感染防止	<p>イベント（以下「行事等」という。）開催時には、下記の項目（行事等開催時の必要な感染予防策）を満たすことが必要です。</p> <p>※5000人超かつ収容率50%超の行事開催時には具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。</p>
----------------------	--

	チェック欄	【○、×、－（該当なし）】
①飛沫の抑制(マスク着用や大声を出さないこと)の徹底	○	<ul style="list-style-type: none"> ・飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(できれば不織布)の正しい着用や大声(※)を出さないことを周知・徹底する。 ・そうした行為を確認した場合には、個別に指導、注意を行う。 <p>(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とする。</p>
②手洗、手指・施設消毒の徹底	○	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗やアルコール消毒による手指消毒を徹底する(出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置やアナウンスの実施等。)
③換気の徹底	○	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内(出入口、トイレ、共用部等)の消毒を定期的かつこまめに実施する。
④来場者間の密集回避	○	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等の目的や学校の実態を踏まえ、来場者を制限して実施する。
④来場者間の密集回避	○	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集を回避するための措置を実施する。
④来場者間の密集回避	○	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や導線確保等の体制を構築する。
⑤飲食の制限	○	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）を徹底する。
⑤飲食の制限	○	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食中以外のマスク着用を徹底する。
⑤飲食の制限	○	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食場所以外（例：廊下での食べ歩き）での飲食禁止を徹底する。（水分補給は除く）

⑥生徒等の感染対策	○	・有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は来校を控えるなど、教職員、中学生の健康管理を徹底する。
	○	・中学生や教職員等の間での感染リスクに対処する。
	○	・教職員と中学生、あるいは中学生同士が休憩時間等に密集しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く。）。
⑦参加者の把握・管理	○	・入場時又は学力検査中、受検人数の把握を把握する。
	○	・入場時の検温や事前健康観察表を用いるなど、有症状(発熱又は風邪等の症状)等の入場を確実に防止する。
	○	・時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等、感染防止の注意喚起を行う。

上記に加え、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」や関係通知を遵守すること。

また、チェックリストに記載されている内容は、必要最低限の感染防止対策を示しているもので、各学校において、生徒や教職員等の健康・安全の観点から、これを超える制限を定めることは、問題ありません。